

三豊市監査委員告示第 1 号

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 20 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 詫間 政司

三 総 総 第 6 1 1 号
令 和 5 年 2 月 9 日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 詫間 政司 様

三豊市長 山下 昭史

監査の結果に関する報告に基づく措置について

令和4年度財政援助団体等監査結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
政策部 産業政策課	(1) 要綱の遵守について 三豊市創業支援事業補助金付要綱第10条では、実績報告書について、「補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない」と定められている。しかし、多くの実績報告書が4月に提出されていた。 今後は、要綱を遵守し、適切な時期に提出するよう指導すること。 (2) 補助金の確実な使途確認について 実績報告書と併せて提出された領収書等証拠書類の写しであるが、提出不足及び領収日が確認できないといった不備が見受けられた。 補助金を交付している所管課として、提出書類の厳重なチェックをすること。	創業支援事業補助金申請者の提出書類を進行管理するため、交付要綱チェックシートを作成した。 また今後は、申請者に対し、実績報告書を含め、適切な時期に書類を提出するよう指導を行う。 今後は、領収書の証拠書類について、領収日の確認・提出不足がないよう、経費領収書をリスト化して確認を実施する。